

「緊急事態宣言」に伴う市長メッセージ

昨日（4月7日）、国において、埼玉県を含む7都府県に対して、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発出されました。

これを受けて、大野元裕埼玉県知事から県全域に対して、5月6日までの間、「緊急事態措置」が示されました。

市民のみなさまにおかれましては、これまでも本市から不要不急の外出の自粛をお願いし、ご協力をいただいていたところですが、国からの「緊急事態宣言」、県からの「緊急事態措置」を受けて、改めて、不要不急の外出の自粛、手洗いや咳エチケットの徹底と、感染リスクの高くなる3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話）が重なる場所・状況を避け、クラスター（小規模な患者の集団）の発生リスクの低減に努めていただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方やその家族、入院している医療機関等に対しての誹謗中傷は、決してあってはならないことです。人権侵害につながることをないよう、国や県、市が提供している正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

本市といたしましては、市民のみなさまの命と健康を守ることを最優先に、国や県と連携した感染拡大を防ぐ対策に努めてまいります。

一人ひとりの行動が感染の拡大を防ぐことに繋がります。引き続き市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月8日

飯能市長 大久保 勝